次に掲げる政令の規定中「二十万九千円」を「二十一万二千円」に改める。

一　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第十八条

二　未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号）第二条

三　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第八条の五

四　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第十九条

五　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）第十三条第一項

六　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）第十二条第一項

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和三年三月三十一日以前の死亡に係る予防接種法及び未帰還者留守家族等援護法による葬祭料、戦傷病者特別援護法による葬祭費並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　　義偉

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第九十三号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第三十条の四第三号及び第六十六条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第八号ロ中「第十五条の三第二項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第十五条の三第二項第二号中「又は児童福祉法第六条の四に規定する里親」を削り、同項に次の一号を加える。

三　児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四に規定する里親である保護者

第二十四条の二中「千分の百三十六・七」を「千分の百五十四・四」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第九十四号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「二百九十三万円」を「三百三万円」に、「四百四十一万円」を「四百五十六万円」に改め、同条第二号中「百四十七万円」を「百五十二万円」に改め、同条第三号ニ中「四万九千五百円」を「五万千円」に改める。

第三十一条の五第一号中「二百九十三万円」を「三百三万円」に、「四百四十一万円」を「四百五十六万円」に改め、同条第二号中「百四十七万円」を「百五十二万円」に改め、同条第三号ニ中「四万九千五百円」を「五万千円」に改める。

第三十六条第一号中「二百九十三万円」を「三百三万円」に、「四百四十一万円」を「四百五十六万円」に改め、同条第二号中「百四十七万円」を「百五十二万円」に改め、同条第三号ニ中「四万九千五百円」を「五万千円」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　　義偉

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第九十五号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「百分の六・〇三」を「百分の六・〇二」に改める。

第一条の六中「百分の七・六四」を「百分の八・三五」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　　義偉